

## 審議の経過

### 【第一回委員会】

日 時：平成 17 年 1 月 21 日（金） 9：30～11：00

場 所：京王プラザホテル 42 階「富士」

出席委員：石田東生 委員長、浅野光行 委員、北林興二 委員、竹内健蔵 委員、  
真下英人 委員

傍聴者数：約 24 名

審議内容：検討経緯（報告）、将来交通量（予測手法・前提条件）、地域の課題について

審議資料：資料 1 東京外かく環状道路の計画に関する技術専門委員会 設置趣旨

資料 2 東京外かく環状道路の計画に関する技術専門委員会 規約（案）

別紙 - 1 東京外かく環状道路の計画に関する技術専門委員 名簿

別紙 - 2 委員会の公開について（案）

別紙 - 3 委員会の傍聴について（案）

資料 3 東京外かく環状道路（関越道～東名高速）の検討経緯

参考 1 東京外かく環状道路（関越道～東名高速）の計画のたたき台

参考 2 東京外かく環状道路（関越道～東名高速）に関する方針

参考 3 P I 外環沿線協議会 2 年間のとりまとめ

資料 4 東京外かく環状道路の計画に関する技術専門委員会 審議事項

参考 外環の計画検討にあたり提示する資料

資料 5 これまでに提示してきた資料

5 - 1 効果と影響について

5 - 2 インターチェンジについて

5 - 3 交通の分析

5 - 4 外環の必要性（整備効果）

5 - 5 環境の現地観測結果（四季）

資料 6 今後提示する資料

6 - 1 外環の将来交通量について

6 - 2 東京外かく環状道路（関越道～東名高速）  
（三鷹市～調布市の区間について）

### 【第二回委員会】

日 時：平成 17 年 2 月 9 日（水） 9：30～11：30

場 所：京王プラザホテル 43 階「スターライト」

出席委員：石田東生 委員長、北林興二 委員、真下英人 委員

傍聴者数：約 18 名

審議内容：将来交通量（推計結果）、環境の現地観測について

審議資料：資料 1 外環の将来交通量推計に係る課題

資料 2 外環の将来交通量について

参考 外環の将来交通量推計参考資料

資料 3 外環の将来交通量推計に係る感度分析

3 - 1 外生要因（人口・GDP）に関する感度分析

3 - 2 道路整備の影響に関する感度分析

- 資料4 環境の現地観測結果（四季）について
- 参考1 第1回委員会 議事録
- 参考2 委員からの意見
- 参考3 沿線地域の課題に関する資料  
東京外かく環状道路（関越道～東名高速）  
（三鷹市～調布市の区間について）

### 【第三回委員会】

日 時：平成17年4月12日（火） 18：00～20：00

場 所：ホテルルポール麹町 麹町会館 3階「マーブル」

出席委員：石田東生 委員長、浅野光行 委員、北林興二 委員、竹内健蔵 委員

傍聴者数：約40名

審議内容：経済効果、外環沿線地域における環境への影響、必要性の説明内容について

審議資料：資料1 第2回委員会 議事録

資料2 これまでの意見に対する補足事項

2-1 交通の変化について

2-2 経済効果の試算について

資料3 3-1 環境の現地観測について

3-2 環境への影響について

資料4 外環の必要性（案）

（参考）代替案との比較について

資料5 委員からの意見

参考 沿線地域の課題に関する資料

東京外かく環状道路（関越道～東名高速）

（狛江市～世田谷区の区間について）

（武蔵野市の区間について）

### 【第四回委員会】

日 時：平成17年6月2日（木） 19：00～21：00

場 所：京王プラザホテル43階「スターライト」

出席委員：石田東生 委員長、浅野光行 委員、北林興二 委員、竹内健蔵 委員、

真下英人 委員

傍聴者数：約32名

審議内容：環境改善効果、費用便益分析の感度分析、誘発効果、住民意見(報告)について

審議資料：資料1 第3回委員会 議事録

資料2 外環の整備による環境改善について

資料3 費用便益分析に関する感度分析

資料4 「誘発交通を考慮した混雑地域における道路整備の利用者便益推定」

参考資料 「外環の必要性（案）」に対するPI会議での主な意見

参考資料 地域ごとの「意見を聴く会」での主な意見

参考 外環の必要性（案）

参考 地域ごとの「意見を聴く会」のパンフレット

## 【第五回委員会】

日 時：平成 17 年 8 月 3 日（水） 10：00～12：00

場 所：ホテルルポール麹町 麹町会館 3階「マープル」

出席委員：石田東生 委員長、浅野光行 委員、竹内健蔵 委員、真下英人 委員

傍聴者数：約 38 名

審議内容：費用便益等の追加資料、「とりまとめ」について

審議資料：資料 1 第 4 回委員会 議事録

資料 2 感度分析について

- ・複数の変動要因を組み合わせた場合の感度分析（試算）
- ・交通量の変動幅について
- ・事業費の変動幅について
- ・事業期間の変動幅について
- ・交通事故減少便益の感度分析（試算）
- ・誘発交通に関する感度分析（試算）

（参考資料）

- ・費用便益分析に関する感度分析（第 4 回技術専門委員会修正資料）
- ・「誘発交通を考慮した混雑地域における道路整備の利用者便益推定」について（第 4 回技術専門委員会資料）

資料 3 環境改善について

- ・外環の整備による CO2 削減量の目安

資料 4 地下水への影響について

- ・シールド施工に伴う地下水位観測の事例

資料 5 外環の必要性について

- ・外環の必要性

資料 6 とりまとめについて

- ・外環の必要性検討における技術的視点からの評価

## 東京外かく環状道路の計画に関する技術専門委員会 設置趣旨

東京外かく環状道路（関越道～東名高速）については、計画の初期段階から、沿線地域の住民、利用者や国民一般に情報を公開した上で、広くご意見をお聴きし、計画づくりに反映するP I（パブリック・インボルブメント）方式で検討を進めており、平成16年10月には、「P I外環沿線協議会2年間のとりまとめ」の公表を行ったところである。

これまで、P I外環沿線協議会やオープンハウス等でさまざまな資料を提示し、沿線住民や関係自治体等の意見や意向を把握してきたところであるが、今後、より具体的に検討を進めるにあたり、沿線住民や関係自治体等に示していく資料に関し、技術的見地から、その妥当性について審議することを目的として、本委員会を設置するものである。

## 東京外かく環状道路の計画に関する技術専門委員会 規約

### (設置)

第1条 東京外かく環状道路の計画に関する技術専門委員会(以下、「委員会」という。)は、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所が設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、東京外かく環状道路(以下、「外環」という。)の開越道から東名高速の区間において、今後より具体的に検討を進めるにあたり、沿線住民や関係自治体等に提示していく資料に関し、技術的見地から、その妥当性について審議することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について審議するものとする。

- (1) 外環の必要性に関する資料の妥当性について
- (2) 沿線地域の課題に関する資料の妥当性について
- (3) その他必要な事項

### (構成)

第4条 委員会は、有識者をもって構成し、委員は別紙 - 1 のとおりとする。

- 2 委員の追加及び変更は、委員会の承認を要するものとする。

### (第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関および特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事項が終了するまでとする。

### (委員長)

第7条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第10条 委員会は、公開を原則とする。

2 詳細については別紙 - 2 のとおりとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。

また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年1月21日から施行する。

## 東京外かく環状道路の計画に関する技術専門委員会 名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
委 員 長	石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
委 員	浅野 光行	早稲田大学理工学部教授
	北林 興二	工学院大学工学部教授
	竹内 健蔵	東京女子大学文理学部教授
	真下 英人	独立行政法人土木研究所 基礎道路技術研究グループ上席研究員

(委員については五十音順)

## 委員会の公開について

### 1. 委員会議事録

議事録は、委員の了解をとった上でこれを公開するものとする。ただし、議事録の公開により当事者若しくは第三者の権利又は公共の利益を害する恐れがあるときには、議事録を非公開とすることができる。

議事録には発言委員の名前まで記入することとする。

### 2. 委員会資料

委員会資料については、公開するものとする。

### 3. 委員会の傍聴

委員会の傍聴は、一般傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の傍聴により第三者の権利又は公共の利益を害する恐れがあるときは、非公開とすることができる。

一般傍聴の詳細については別紙 - 3 のとおりとする。

### 4. その他

1 から 3 までに定めるもののほか、委員会の公開に関し必要な事項は、委員会に諮った上でこれを定める。

### 5. 適用

1 から 4 までについては、平成 17 年 1 月 21 日から適用する。



## 委員会の傍聴について

### 1．基本方針

- ・ 委員会は公開で開催し、一般傍聴も可能とする。
- ・ 定員50名程度（但し、会場によりその都度設定）
- ・ ホームページ等の開催周知により事前に事務局で傍聴希望者を受け付ける。

### 2．周知方法

- ・ 記者発表、及びホームページで周知する。

### 3．周知内容等

- ・ 開催日時、開催場所、傍聴申し込み方法、問い合わせ先 等

### 4．申し込み方法

- ・ 希望者多数の場合は、事務局で公正な人数調整を行う。

### 5．混乱発生時の対応

- ・ 傍聴者には「傍聴にあたっての注意事項について」を配布
- ・ 注意事項等に反するなど委員会の運営を妨げる行為があった場合には、委員長が退場を命ずる。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)